

京都市告示第661号

児童福祉法（以下「法」という。）第24条の28の規定により、次のとおり法第24条の26に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しました。

令和8年2月18日

京都市長 松井 孝治

1 申請者

株式会社みらい（代表取締役 遠藤 異）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市南区久世大藪町73番地18

3 事業所の名称

相談支援事業所 くう

4 事業所の所在地

京都市伏見区深草西浦町一丁目14番1号 エクセル伏見103号室

5 指定する事業の種類

障害児相談支援

6 指定年月日

令和8年3月1日

7 事業所番号

2670900485

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）